

京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務委託仕様書

1 委託業務名

京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務委託
(以下、「本委託業務」という。)

2 対象施設

- (1) 名称：京都伝統産業ふれあい館（博物館法の位置付けはなし）
- (2) 所在地：京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
京都市勧業館みやこめっせ地下1階
- (3) 延べ面積：約1,300㎡
- (4) 構造：鉄筋コンクリート造
- (5) 竣工：平成8年3月末（開館同年7月1日）

3 履行期間

契約の日の翌日から平成30年3月30日まで

※ ただし、京都市会において設計予算の繰越が承認された場合、履行期間について平成30年12月下旬を目途に別途協議するものとする。

3 概要・目的

京都伝統産業ふれあい館（以下、「ふれあい館」という。）を伝統産業製品の購入に意欲的な層をはじめとした国内外の観光客、また市民等が訪れ、業界の振興に繋がるより魅力的な施設にするため、展示内容の抜本的な見直しを図る。

本委託業務は、ふれあい館の展示改修に係る基本設計及び実施設計、ふれあい館の内装等改修工事の基本計画並びにふれあい館の施設管理運営計画を行うものである。

4 業務内容

- (1) ふれあい館の展示改修基本設計
 - ア 展示シナリオ・展示項目（リスト）の検討・確定
 - イ 展示内容・演出手法の検討・確定
 - ウ 基本設計図（意匠図等）の作成
 - エ 製作・施工費概算
- (2) ふれあい館の展示改修実施設計
 - ア 工程別詳細内容の検討・確定
 - イ 実施設計図（特記仕様書、仕上表、意匠図、展示造作・ケース図、サイン・グラフィック図、映像・音響システム図、映像・音響シノプシス、備品図、什器等照明設備図等）の作成

- ウ 製作・施工費積算，維持管理費積算
- エ 製作・施工実施工程計画
- オ 整備エリアのイメージパース，コーナースケッチの作成
- (3) ふれあい館の施設管理運営計画
 - ア 新規事業活動計画の検討
 - イ 指定管理者の導入を含めた施設の管理運営方法，組織体制の検討
 - ウ 収支シミュレーション
- (4) ふれあい館の内装等改修工事の基本計画等

展示改修に伴い，ふれあい館の内装等改修工事（以下，「改修工事」という。）の基本計画を策定する。また，ふれあい館の展示改修実施設計と並行して，改修工事の実実施設計を別途，委託するため，改修工事の実実施設計委託業務の受注者との調整等を行う。

ア 改修工事の基本計画図の作成

展示改修に伴い，必要となった改修工事において，図面を作成する。図面とは，以下のような内容を示すものとする。

- (ア) 仮設計画図：改修工事に必要な仮設足場等の仕様及び位置を示したもの
 - (イ) 撤去図：撤去する内装仕上げ又は設備，及びその範囲又は箇所を示したもの
 - (ウ) 改修図：設置する内装仕上げ又は設備，及びその範囲又は箇所を示したもの
 - (エ) その他図面；展示改修に伴い，必要な改修工事の内容を示したもの
- イ 基本計画図に基づく改修工事の概算工事費及び施工期間の算定
- 建築，電気及び機械の工種に分けて概算工事費及び施工期間を算定する。

ウ 改修工事の実実施設計業務の委託仕様書の確認

ふれあい館の展示改修実施設計を遂行するため，改修工事の実実施設計の委託発注前（平成30年7月頃を予定）に，本市が作成する改修工事の実実施設計業務委託仕様書を確認し，必要に応じて，助言する。

エ 改修工事の実実施設計業務の受注者との調整

ふれあい館の展示改修実施設計と並行して，改修工事の実実施設計を行うため，改修工事の実実施設計委託業務の受注者と改修内容を調整する。

5 業務体制

(1) 管理技術者

受注者は，実務経験が豊富であり，誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し，その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出して承諾を得ること。

管理技術者は，本業務に係る業務趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし，建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後5年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者でなければならない。

なお，業務履行期間中において，その者が管理技術者として著しく不相当と監督員がみな

した場合は、受注者は、すみやかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 業務担当者

受注者は、次の各号に掲げる業務担当者をそれぞれ選定しなければならない。

なお、業務履行期間中において、業務担当者が業務を担当するに当たり、著しく不適當であると監督員がみなした場合は、受注者は、すみやかに適正な措置を講じるものとする。

ア 展示企画・設計担当者

次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者。

- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- (イ) 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- (ウ) 大学(建築に関する専門課程)卒業後9年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- (エ) 学芸員資格取得後10年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。

イ 施設管理運営計画担当者

博物館等文化施設の施設管理運営計画の実務経験を有する者。

ウ 改修工事基本計画担当者

次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する者。

- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計(内装等改修工事の設計を含む。)の実務経験を有する者。
- (イ) 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計(内装等改修工事の設計を含む。)の実務経験を有する者。

※ 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間は含まないこととする。ここで、一般事務等とは、展示企画・設計、改修工事基本計画又は施設管理運営計画との関連が少なく展示企画・設計、改修工事基本計画又は施設管理運営計画に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、展示企画・設計、改修工事基本計画又は施設管理運営計画に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

6 業務の進め方について

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者及び業務担当者として下記8に定める監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、書面(打ち合わせ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

また、別途発注を予定している改修工事の実施設業務の受注者とも常に密接な連携をとり、相互に改修内容及び進捗状況を確認しなければならない。

7 一括再委託の禁止

業務委託契約書（以下、「契約書」という。）第11条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

8 監督員

- (1) 契約書第13条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。
- (2) 本委託業務の監督は、京都市産業観光局商工部伝統産業課職員（展示改修に伴うふれあい館の改修工事の基本計画の委託業務は、京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課が、京都市産業観光局伝統産業課に対し、技術支援を行う。）が行う。

9 費用の負担

受注者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動、運搬、電力（発電機等を準備する場合の費用も含むものとし、調査地点付近に電源がある場合を除く。）、報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 打ち合わせ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (4) 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償
- (5) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続に必要な費用

10 貸与品等

貸与については次のとおりとし、受注者は、貸与を受けた図書が必要なくなったときは、直ちに監督員に返却すること。また、受注者の過失により、破損又は紛失等が生じたときは、受注者がその責任を負うものとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
過去の工事図面（製本図：施設管理者が実施したものを除く。）	1	伝統産業課 執務室	受注時	業務完了時

11 成果物について

- (1) 受注者は、次表に記載している成果物について、平成30年3月30日までに提出する。ただし、京都市会において予算の繰越についての承認が得られた場合、下記の指示する期限までに提出する。

成果物の種類	期限
① ふれあい館の展示改修基本設計図書	平成30年6月下旬
② ふれあい館の展示改修実施設計 設計図	平成30年12月下旬

③ ふれあい館の展示改修実施設計 内訳書・代価表及び数量計算書	平成30年12月下旬
④ ふれあい館の施設管理運営計画	平成30年12月下旬
⑤ ふれあい館の改修工事の基本計画（電子データ（CD-R等）を含む）	平成30年6月下旬
⑥ ②③の電子データ（CD-R等）	平成30年12月下旬

※ ①～⑤の提出部数は原紙1部・複写1部とする。

- (2) 業務完了後15年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (3) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。
- (4) 内訳書に採用する単価は公共建築工事積算基準等に基づいて算出し、刊行物掲載価格、見積価格等（カタログ設計価格を含む。）を参考にして適正な価格を採用する。

なお、見積依頼先は原則として3者以上とし、専門工事業種ごとに比較表を作成し、見積書のうち最低価格のものを基に実勢価格帯、類似の取引の価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価を決定する。

12 その他

- (1) 本委託業務の内容は、第三者に漏洩してはならない。また、すべての著作権等知的財産権についての権利は、京都市に帰属すること。
- (2) 貸与資料は、業務完了後すみやかに返却すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に疑義が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。